

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年11月29日(金) 午前9時30分から午前10時55分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	【農業委員（出席19名、欠席0名）】 ・出席委員：1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員、3 番 大島博委員、4 番恩田正平委員、5 番近藤栄樹委員、6 番松木秀夫委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番加藤政人委員、10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番斉藤正機委員、16 番川合次夫委員、17 番松澤正善委員、18 番松澤隆一委員、19 番樋口佐登子委員 ・欠席委員：なし 農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席16名、欠席2名）】 ・出席委員：1 番松倉正委員、2 番加藤保委員、3 番石塚明夫委員、4 番原仁志委員、5 番相澤厚夫委員、6 番齊藤嘉一委員、7 番猪又則雄委員、8 番池原栄一委員、9 番山岸寛幸委員、11 番中村芳仁委員、12 番池亀健一委員、13 番山本民男委員、14 番利根川保雄委員、15 番槁立力委員、16 番土澤健一委員、17 番竹内富男委員 ・欠席委員：10 番田上浩和委員、18 番小川博嗣委員 (以上、出席35名)
出席職員	農業委員会事務局 井上次長、小島係長（書記）、林主査、伊藤主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	16 番 委員
	19 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 報告事項

報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No27 1 件

報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について
No25～No36 12 件

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
No50～No66 17 件

日程第 3 付議事項

議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
No3015 1 件

議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
No5019～No5022 4 件

議第 3 号 農用地利用集積計画案について
No230～No371 142 件

議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について
No. 5～No.6 2 件

日程第 4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
12 月 26 日(木) 9 時 30 分開会 市役所 201・202 会議室
- 2 その他
地域計画と付随する目標地図の説明
制度改正に伴う農地の貸借の説明

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、ありません。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。 議事録署名委員には16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員を指名いたします。 日程第2＝報告事項
議長	<報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。
伊藤主査	報告いたします。1 頁をご覧ください。 27 番糸魚川地区、新鉄2 丁目地内の1 筆99 m²について、現況は宅地です。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。

議長 林主査	<報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 25 番下早川地区、四ツ屋地内の2筆 235 m²については、畑として活用したいため増反とするものです。 26 番下早川地区、清水山地内の1筆 29 m²については、労力不足のため休耕するものです。 27 番下早川地区、下出、谷根地内の2筆 1,526 m²については、労力不足のため休耕するものです。 28 番下早川地区、西塚地内の2筆 1,590 m²については、労力不足のため休耕するものです。 29 番下早川地区、東塚地内の4筆 3,433 m²については、労力不足のため休耕するものです。 30 番上早川地区、中林地内の3筆 1,654 m²については、労力不足のため休耕するものです。 31 番上早川地区、坪野地内の2筆 1,848 m²については、労力不足のため休耕するものです。 32 番上早川地区、中川原新田地内の1筆 132 m²については、労力不足のため休耕するものです。 33 番上早川地区、角間地内の1筆 719 m²については、労力不足のため休耕するものです。 34 番根知地区、根小屋地内の3筆 726 m²については、労力不足のため休耕するものです。 35 番根知地区、東中地内の1筆 1,001 m²については、労力不足のため休耕するものです。 36 番能生谷地区、柱道・鷲尾地内の6筆 2,583 m²については、地震による水漏れのため休耕するものです。
議長 片山委員	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 No. 25 であるが、理由の意味が良くわからない。どういう理由なのか。

伊藤主査	対象地は、今まで農地台帳に掲載されていない案件で、今回畑として活用したいということで増反届出です。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
林主査	報告いたします。議案の4頁をご覧ください。 50番、下早川地区、日光寺・滝川原の2筆3,986㎡については、農地の利用調整により、他の方へ貸し付けるものです。 51番、下早川地区、滝川原の1筆2,301㎡については、農地の利用調整により、他の方へ貸し付けるものです。 52番、上早川地区、宮平の1筆834㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 53番、上早川地区、土塩の8筆5,338㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 54番、上早川地区、大平の1筆557㎡については、農地の利用調整により、他の方へ貸し付けるものです。 55番、上早川地区、中川原新田の1筆132㎡については、労力不足のため、休耕するものです。 56番、糸魚川地区、南寺島1丁目の3筆1,568㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 57番、糸魚川地区、南寺島1丁目の3筆2,668㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 58番、根知地区、根小屋・大所の3筆5,394㎡については、農地の利用調整により、他の方へ貸し付けるものです。 59から61番、根知地区、東中の8筆17,038㎡については、契約条件見直しのため、再契約するものです。 62番、根知地区、東中の1筆1,794㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 63から64番、能生谷地区、鶉石の4筆5,817㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。

議長	65 番、能生谷地区、平の6筆 3,407 m²については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 66 番、能生谷地区、島道の1筆 871 m²については、労力不足のため、休耕するものです。 以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、以上で報告事項を終了します。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。
議長	日程第3＝付議事項 <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。
林主査	説明いたします。8頁をご覧ください。 3015 番、浦本地区、中宿地内の1筆 77 m²については、所有権移転売買です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は国道8号線沿いの場所です。譲渡人は市外に転出するため、申請地での耕作を希望する譲渡人に譲り渡したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。

伊藤主査	説明いたします。9頁をご覧ください。 5019 番、大和川地区、大和川地内の8筆 2,391 m²については、駐車場及び作業ヤード敷地の一時転用です。地図No. 2をご覧ください。申請地は市道桜ヶ丘北3号線と南4号線沿いの場所です。申請地は送電鉄塔建設工事に伴う駐車場と作業ヤードとして使用したいというものです。 5020 番、大和川地区、厚田地内の2筆 129 m²については、住宅敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は、市道正山線沿いの場所です。譲受人は、申請地を借り受けて住宅を新築したいというものです。 5021 番、糸魚川地区、新鉄2丁目地内の1筆 160 m²については、住宅敷地の転用です。地図No.4をご覧ください。申請地は、市道糸魚川小学校裏支線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。 5022 番、糸魚川地区、横町3丁目地内の1筆 159 m²については、住宅敷地拡張の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は、市道水坪道1号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて庭として使用したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、142件ございます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件が4件あります。恩田委員の退室を求めます。 〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。

	232 番下早川地区田屋・道明地内の4筆4,381 m²について、更新となります。 14 ページ246 番下早川・上早川地区 五十原・土塩地内の4筆4,404 m²について、更新となります。 15 ページ249 番、250 番上早川地区 土塩・中川原新田地内の計5筆5,195 m²について、更新となります。 16～17 ページ、251 番から253 番まで、上早川地区 大平・中川原新田地内の計31筆25,659.23 m²について更新となります。 18 ページ258 番上早川地区 大平地内の1筆2,285 m²について更新となります。 19 ページ、264 番上早川地区 中川原新田地内の5筆8,001 m²について更新となります。 20 ページ、269 番上早川地区 中川原新田・北山地内の3筆2,887 m²について更新となります。 21 ページ、271 番上早川地区 北山地内の3筆4,753 m²について更新となります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔恩田委員入室〕 米原委員の案件を審議しますので、議長、退室し、代わって斉藤職務代理が議長を務めます。
斉藤職務代理 林主査	〔米原委員退室〕 〔斉藤委員に議長交代〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 26 ページ、300 番、301 番糸魚川地区 南寺島1丁目地内の計5筆2,648 m²について、更新となります。 27 ページ、305 番糸魚川地区 上刈6丁目地内の1筆770 m²について、更新となります。
斉藤職務代理	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕

	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 議長交代します。 〔米原委員入室〕
議長	次に中村推進委員の案件を審議しますので、退室を求めます。
	〔中村推進委員退室〕
林主査	31 ページ、323 番今井地区 西川原地内の 3 筆 3,746 m ² について、更新となります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔中村推進委員入室〕
	次に土澤推進委員の案件を審議しますので、退室を求めます。
	〔土澤推進委員退室〕
林主査	34 ページ 339 番から 341 番まで能生谷地区 島道地内の計 3 筆 2,864 m ² について、更新となります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔土澤推進委員入室〕
議長	残りの案件を審議します。 事務局の説明を求めます。
林主査	先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いため別紙参考資料をご覧ください。230 番から 371 番までとなります。 規模拡大 12 件 25 筆 30,521 m²、更新 129 件 301 筆 296,303.45 m²、農地売買支援事業につきましては、農地中間管理機構の特例事業ということで、10 月に機構が所有者から農用地を買う議案を提出しましたが、今月は、機構が担い手の水嶋さんに農地を売り渡す議案となります。大和川圃場の 1 筆 2,654 m²となります。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

議長 林主査	〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 <議第4号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。 説明いたします。議案の41頁をご覧ください。 5番、大和川地区 大和川地内の1筆1,322㎡について猪股さんから水嶋さんに耕作者の変更を行うものです。 6番、大和川地区 大和川地内の1筆835㎡について水嶋さんから猪股さんに耕作者の変更を行うものです。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小島係長	日程第4＝その他 1 次回農業委員会の日程について 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 12月26日木曜日、9時30分から定例会を市役所2階で開催します。
小島係長	2 その他 本日は、この後、研修として、「地域計画と付随する目標地図の説明」と「制度改正に伴う農地の貸借の説明」を行います。 他に意見等はありませんか。

荻野委員	県公社の農地売買の実態で確認です。 今までの感覚だと売りたい人、買いたい人がいて、双方が相談して条件とか決めるわけですけど。 公社が入ると、その相手との交渉の部分がなくて、例えば農地を売りたい人がいれば公社に売れるということ？
伊藤主査	そうはならないです。 基本的に県農林公社側は、相手と話し合いができていない事案については、受け付けていません。 今回の案件も、事前に担い手への条件等を話し合ったうえで公社を通じて処理しています。
荻野委員	承知した。当地区でも不在地主が増えていて、そういった具合で県公社に容易に預けられればよいとは思ったのですが、実際はそうでなかったですね。
議長	他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。 以上